

令和6年度から令和8年度

# 高齢者の保健・福祉・介護 サービス利用の手引き



## 目 次

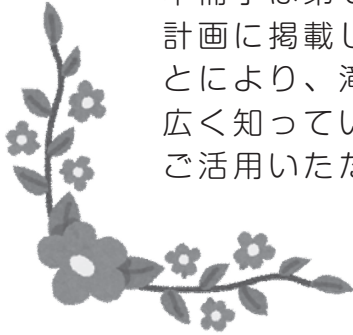
I	高齢者保健・福祉サービス	
1.	高齢者の相談サービス	1
2.	高齢者の保健・介護予防サービス	2
3.	高齢者の福祉サービス	4
4.	認知症に関する事業	6
II	健康づくりと生きがい活動	7
III	障がい者施策により高齢者が利用できるサービス	7
IV	介護保険サービス	
1.	介護保険サービス利用までの流れ	8
2.	介護保険サービスの自己負担について	10
3.	サービス利用料の軽減制度	12
4.	介護予防・日常生活支援総合事業	14
5.	各介護保険サービス	15
(1)	自宅を中心に訪問してもらい利用するサービス	15
(2)	施設に通って受けるサービス	16
(3)	短期間施設に泊まるサービス	17
(4)	住み慣れた地域で受けるサービス	17
(5)	自宅から移り住んで利用するサービス	18
(6)	生活環境を整えるサービス	19
(7)	介護保険施設で受けるサービス	20
6.	介護保険料	21
	滝川市内介護サービス事業所一覧	

発 行：滝川市 保健福祉部 介護福祉課

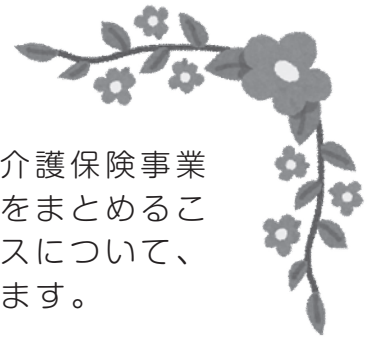
発行年月：2024年6月

〒073-8686 滝川市大町1丁目2番15号

電 話 0125-28-8026(直通) F A X 0125-26-5166



本冊子は第9期滝川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に掲載している各種サービスなどの概略をまとめることにより、滝川市の保健・福祉・介護サービスについて、広く知っていただくことを目的に作成しています。ご活用いただければ幸いです。



## 第9期滝川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

### 《基本理念》

市民の介護予防意識や支え合いの意識を高め、高齢者が住み慣れた地域で、自立した日常生活を営み、安心して住み続けられるまちを目指します。

### 《基本方針》

1. 高齢者の自立した日常生活を支援するため、介護予防等の取組を推進するとともに、生活支援サービスを充実します。
2. 高齢者の住み慣れた場所での生活を支援するため、行政・事業者・地域住民がそれぞれの立場から支え合う仕組みづくりを推進します。
3. 高齢者のニーズに応じた住まいが適切に提供されるように努めます。
4. 高齢者が生きがいをもっていきいきと暮らすことができるよう、高齢者の社会参加を促進します。
5. 高齢者の住み慣れた地域での生活を支える介護サービス・介護予防サービスの充実を図ります。

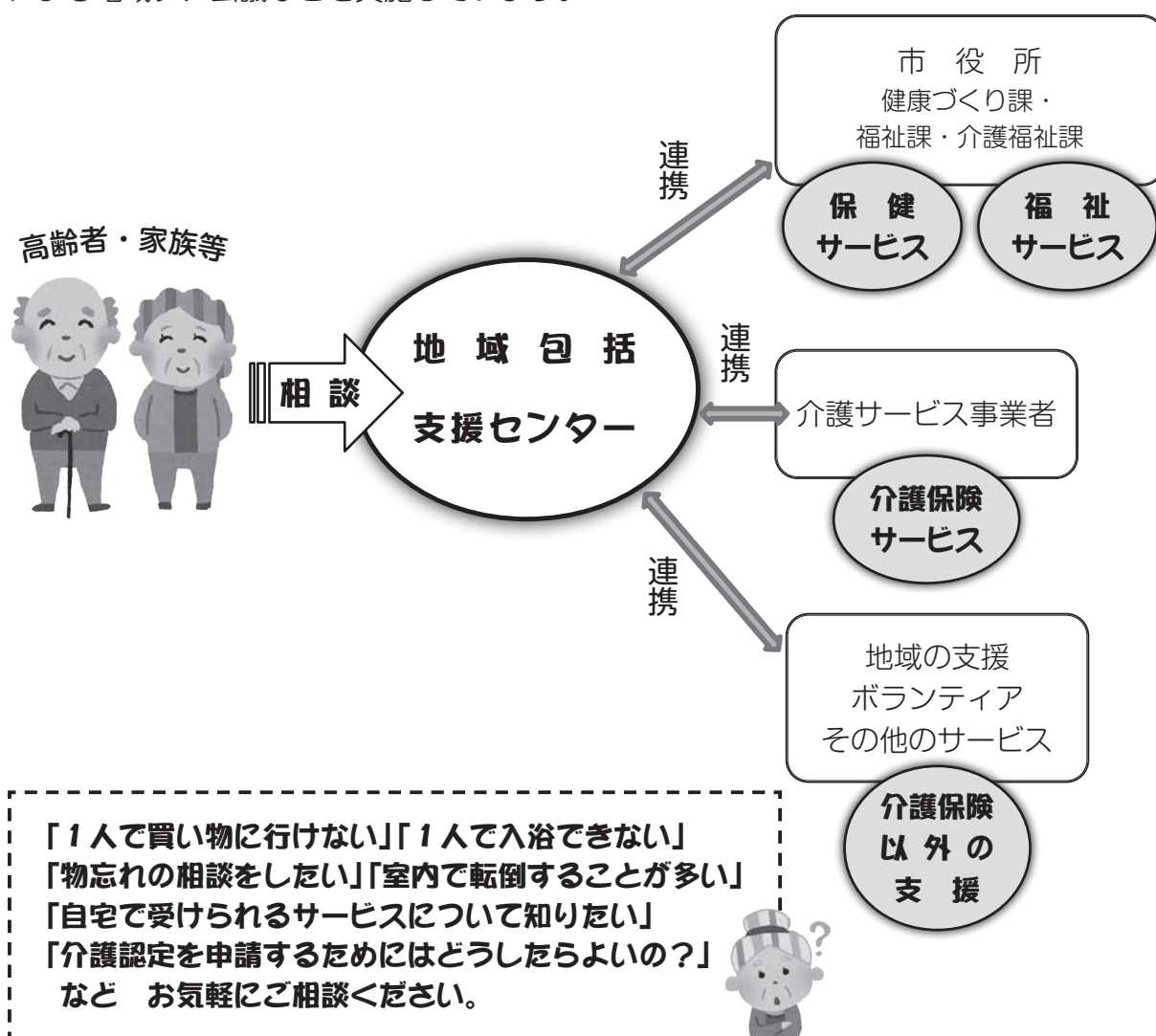
# I 高齢者保健・福祉サービス

## 1. 高齢者の相談サービス

相談窓口名	連絡先	担当区域	内 容
地域包括支援センター	電話 28-8029 (直通)  F A X 26-5166	市内全域	保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーの3職種の専門員を配置し、地域の高齢者への総合的な支援を行う地域介護の拠点です。 家族の介護についての相談、保健福祉サービス、制度利用方法、手続等のお手伝いをします。

地域包括支援センターは、介護保険サービスやその他のサービスの調整・高齢者や家族に対する相談・高齢者虐待防止・権利擁護・地域のケアマネジャーへの支援・各団体との連絡調整を行う総合的な相談窓口です。


重度の要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、在宅医療・介護連携の推進、認知症施策の推進、生活支援体制の整備、多職種協働による地域ケア会議などを実施しています。



## 2. 高齢者の保健・介護予防サービス

### (1) 検診・健康相談

#### ●健康診査・がん検診 担当：健康づくり課健康増進係（保健センター） Tel.24-5256

健康診査	生活習慣病の予防、重症化予防を目的に実施しています。内容は、血液検査、尿検査、血圧測定、身体計測、医師診察などです。	
がん検診	がんの早期発見を目的に胃・肺・大腸・乳・子宮がん検診を実施しています。	
日程・申込	詳しくは広報5月号折り込み、または市公式ホームページを参照	


#### ●歯周病歯科検診 担当：健康づくり課歯科栄養係（保健センター） Tel.24-5256

内 容	歯科医師による歯科検診、歯科相談、歯周ポケット測定、唾液検査、歯磨き指導が受けられます。 75歳以上の方には舌や飲み込みの検査があります。
日 程	年6回（広報に掲載します）
会 場	保健センター
料 金	520円（使用する歯ブラシや歯間ブラシ等は差上げます）

### (2) 健康相談

#### ●来所相談・家庭訪問 担当：健康づくり課健康増進係・歯科栄養係（保健センター）

健康づくりに関する相談に応じます。まずは電話でご連絡ください。 Tel.24-5256

保 健 師	健診結果の説明や生活習慣改善のためのアドバイスのほか、閉じこもり予防やこころの健康相談などを行います。	
栄 養 士	最近食べる量が減ってきた、栄養不足にならないためにはどうしたらよいかなど食べることにに関するアドバイスや相談を行います。	
歯科衛生士	歯や口の中で気になることについての相談のほか、飲み込み・むせ等といった口とその周りの筋力低下に関するアドバイスや相談を行います。 特に通院困難な方については、訪問で対応します。	

### (3) 健康づくり教室・講座

#### ●ヘルシーエクササイズ 担当：健康づくり課健康増進係（保健センター） Tel.24-5256

内 容	生活習慣病の予防、重症化予防、介護予防を目的とした筋力をつけるための運動を週1回実施します。
場 所	保健センター
対 象 者	どなたでも利用できます。 （※新規で参加を希望する方は、事前に電話でご相談ください）
利 用 料	無料

●いきいき百歳体操（地域体操教室） 担当：介護福祉課介護予防係 Tel.28-8045(直通)

内 容	座ったままで無理なく筋力をつけるための運動を行います。 いきいき百歳体操サポーター養成講座を修了したボランティアが中心となり、週1回実施しています。
場 所	市内コミュニティーセンターや町内会館など (詳しくは市公式ホームページを参照)
対 象 者	どなたでも利用できます。 事前に相談したい場合は介護予防係までお問い合わせください。
利 用 料	無料～月200円程度



●シニア向け運動プログラム『元気アップ』 担当：介護福祉課介護予防係 Tel.28-8045(直通)

内 容	シニアに適したストレッチや軽い筋力トレーニング、自宅で実践できる運動などを楽しく学びます。(健康運動指導士作成のプログラム) ※水中ウォーキング(選択制)にも参加できます。
期 間	(第1期：6月～8月、第2期：9月～11月) のどちらかに参加できます。 各期 週1回(水) 13:00～14:30
対 象 者	65歳以上の方
利 用 料	各期(12回分) 1,000円
申 込	広報5月号と8月号にて募集



●ますますげんき教室 担当：介護福祉課地域包括支援センター Tel.28-8029(直通)

内 容	おおむね週1回、自宅から会場まで送迎を行い、血圧測定・健康相談(看護師)・体操・ミニ講座のほか、季節の行事を実施します。
対 象	65歳以上の方で、外出の機会が減っている方や体力低下が気になる方。 地域包括支援センター職員が訪問してお体の状態確認を行った上で決定します。
利 用 料	1回100円
申 込	地域包括支援センターにご連絡ください。

●料理作りのつどい 担当：健康づくり課歯科栄養係(保健センター) Tel.24-5256

内 容	月1回、料理教室を行い、食べる量や栄養バランスを意識した料理を作ります。自宅でもできる献立が中心なので、料理初心者でも安心して参加できます。
対 象	65歳以上の方
料 金	1回500円
申 込	毎月広報にて募集



●介護予防講座 担当：介護福祉課介護予防係 Tel.28-8045(直通)

内 容	介護予防に関する知識(健康づくり、フレイル予防、低栄養予防、口腔ケア・肺炎予防、生活習慣病予防等)について、年数回講座を開催しています。 町内会やサークル等へ出向いて行います。
料 金	無料

### 3. 高齢者の福祉サービス

●食の自立支援事業 担当：介護福祉課高齢者福祉係 Tel.28-8028(直通)

内 容	月曜日から土曜日までの夕食を宅配し、安否確認を行います。
対 象 者	65歳以上の1人暮らしの方又は夫婦世帯（一方が60歳以上は可）の方で、食生活の改善が必要な方
利 用 料	1食につき 450円（令和6年7月31日まで） 480円（令和6年8月1日から）

●友愛訪問サービス 担当：介護福祉課高齢者福祉係 Tel.28-8028(直通)

内 容	乳酸菌飲料を宅配し、安否の確認を行います。
対 象 者	65歳以上の1人暮らしの方
利 用 料	1か月につき300円（令和6年7月31日まで） 500円（令和6年8月1日から）



●緊急通報装置サービス 担当：介護福祉課高齢者福祉係 Tel.28-8028(直通)

内 容	緊急時に簡単なボタン操作で消防署につながる装置を設置します。
対 象 者	65歳以上の1人暮らしの方又は夫婦世帯（一方が60歳以上は可）の方
利 用 料	1か月につき418円（装置レンタル料） ※通話料、電池交換代金は自己負担となります。
初期工事費	介護保険料段階に応じ1,000円、2,000円、実費（3区分）
初回電池代	実費



●救急医療情報キット配付事業 担当：介護福祉課高齢者福祉係 Tel.28-8028(直通)

内 容	かかりつけ医や持病、服薬内容等を記入する用紙、クリアケース、マグネットを配付し、冷蔵庫に貼り付け、救急時に役立てます。
対 象 者	65歳以上の1人暮らしの方又は世帯全員が75歳以上の高齢者世帯の方
利 用 料	無料

●老人福祉電話 担当：介護福祉課高齢者福祉係 Tel.28-8028(直通)

内 容	電話機を貸与して、緊急連絡手段を確保します。
対 象 者	65歳以上の1人暮らしの方又は夫婦世帯（一方が60歳以上は可）の方
利 用 料	基本料・通話料は自己負担

●敬老特別乗車証 担当：介護福祉課高齢者福祉係 Tel.28-8028(直通)

内 容	中央バス、空知中央バスの市内区間を100円で乗車できます。
対 象 者	75歳以上の方
利 用 料	1回の乗車につき100円

●福祉除雪 担当：介護福祉課高齢者福祉係 Tel.28-8028(直通)

内 容	おおむね10cm以上の積雪時に玄関から道路までの通路を確保します。 （1日1回）
対 象 者	65歳以上の1人暮らしの方又は夫婦世帯（一方が60歳以上は可）の方。ただし、300m以内に子がいる場合は対象外
利 用 料	介護保険料段階に応じた区分 （1か月につき） 1,250円、1,750円、2,500円、5,000円（4区分）

●自立支援短期宿泊事業 担当：介護福祉課高齢者福祉係 Tel.28-8028(直通)

内 容	短期間（原則7日間限度）施設に入所し、生活の改善や体調の調整を行います。
対 象 者	65歳以上の要支援・要介護認定を受けていない方で、生活の改善や体調の調整のため一時的に施設入所が必要な方
利 用 料	1日につき 3,020円（令和6年7月31日まで） 3,080円（令和6年8月1日から）

●自立支援用具購入費等給付事業 担当：介護福祉課介護認定係 Tel.28-8027(直通)

内 容	福祉用具購入費や住宅改修費を総費用額（上限5万円）の7割分給付します。
対 象 者	要介護認定で「非該当」と判定され、転倒の危険性が高い方
利用者負担額	総費用額の3割

●一時帰宅支援費給付事業 担当：介護福祉課介護認定係 Tel.28-8027(直通)

内 容	入院や入所中の方が、3日以上14日以内の期間で一時帰宅する際に福祉用具や医療用具の貸与、訪問介護を利用した場合、1人1年間総費用額（交通費等を除く）で10万円を上限とし、総費用額の9割分を支給します。
対 象 者	要介護認定を受けており、在宅生活への復帰を目的としている方
利用者負担額	総費用額の1割

●家族介護者交流事業（介護者サロン）

担当：介護福祉課地域包括支援センター Tel.28-8029(直通)

内 容	要介護者を介護しているご家族に対して、介護に関する知識の普及及び介護者同士の交流の機会を提供し、「心身のリフレッシュ」「介護者の疲れの軽減」「介護の悩みの軽減」を図ります。
対 象 者	高齢者・認知症の方を介護しているご家族
参 加 費	実費



●家族介護用品支給事業 担当：介護福祉課介護認定係 Tel.28-8027(直通)

内 容	重度の要介護者を在宅で介護するご家族に対して、おむつ用品の支給券を交付します。
対 象 者	市内に住所があり、現に居住する要介護3以上の認定を受けた排尿、排便全介助の要介護者を在宅で介護しているご家族等（要介護者と介護者が市町村民税非課税世帯の方）
支 給 券	1,000円相当分の支給券を月5枚（年間60枚）交付

●リフト付きタクシー等利用料助成事業 担当：介護福祉課介護認定係 Tel.28-8027(直通)

内 容	在宅で寝たきり又は歩行困難な方が、医療機関へ通院する際の移動のために利用するリフト付きタクシー等のチケットを交付します。
対 象 者	市内に住所があり、要介護3以上の認定を受けた寝たきり又は歩行困難な方でストレッチャーや車いすを必要とする市町村民税非課税世帯の方
交 付	該当タクシーの利用料に支払いできる助成券を年間30,000円相当分交付

## 4. 認知症に関する事業

担当：介護福祉課地域包括支援センター Tel.28-8029(直通)

### 認知症カフェ

認知症の方、ご家族、地域住民、介護や福祉の専門家など、幅広い方々が集い、気軽に情報交換や相談ができる場です。

### 物忘れ相談

最近物忘れが気になる方、まだ受診はしていないが認知症の心配がある方など、お気軽にご相談ください。

タッチパネル式の機械で、脳の健康度チェックができます。

事前にご予約ください。



### 認知症初期集中支援チーム

認知症になっても、住み慣れた地域で安心して生活が続けられるよう、認知症の方や認知症が疑われる方とそのご家族に対し、医療・福祉の専門家がチームになって関わり、相談・支援を行います。

### 認知症を正しく理解する講座（認知症サポーター養成講座）

認知症に関する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の方やご家族に対してさりげない見守りや手助けができる認知症サポーターを養成する講座を開催しています。ご希望の団体に講師を派遣します。

### 認知症ガイドブック（認知症ケアパス）

認知症についての正しい理解を深め、認知症予防や利用できるサービス等についてまとめた冊子（認知症ケアパス）を作成しています。

介護福祉課（市役所1階10番窓口）、江部乙支所で配布しています。

### 認知症本人の活躍の場

本人のやりたいことの実現に取り組む認知症本人の会「すまいる」、農作業を通して健康づくり・気分転換・多世代交流を行うコミュニティ農園「畑楽」、軽作業をしながらお話しする「おしゃべりサロンエルア」などがあります。対象となる方はそれぞれ異なりますので、事前にご連絡ください。



## II 健康づくりと生きがい活動

### ●生活支援体制整備事業 担当：介護福祉課介護予防係 Tel.28-8045(直通)

内 容	生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）が、地域の様々な集まり・団体へ出向き、情報共有をしながら、地域サロンなどの通いの場や生活支援に関する情報収集と市民活動の支援を行っています。 また、ホームページ等で、情報発信を行っています。
-----	---

### ●老人クラブ活動 担当：介護福祉課高齢者福祉係 Tel.28-8028(直通)

内 容	地域の美化活動や奉仕活動、趣味やレクリエーションを実施しています。
対 象 者	60歳以上の方

### ●滝川市シルバー人材センター 担当：シルバー人材センター Tel.23-4759

内 容	高齢者の知識、経験を生かすことのできる、多種多様な就労の場を提供する団体です。 就労希望の高齢者を「シニアサポーター」として登録、「屋内外の一般軽作業」、「施設管理」、「サービス分野の補助作業」、「家事支援」、「通院の付き添い」などをシニアサポーターが安価な時間単価で提供しています。
登録会員の 対 象 者	おおむね60歳以上の方



### ●いきいき・支えあいポイント事業

担当：滝川市ボランティアセンター（滝川市社会福祉協議会内） Tel.22-2471

#### 《いきいきポイント》

内 容	地域のいきいき百歳体操教室に参加することで、高齢者自身の健康増進・介護予防につながることを目的としています。 貯まったポイントに応じて商品券等に交換することができます。
対 象 者	65歳以上の方

#### 《支えあいポイント》

内 容	ボランティア活動を通じて社会参加や地域貢献をすることで、ご自身の生きがいづくりや健康維持をしていただくことを目的としています。 社会福祉協議会に登録された施設で、ボランティアを行うことによりポイントが付き、商品券等と交換できる仕組みとなっています。
対 象 者	①40歳以上の方 ②介護保険料の滞納がないこと

## III 障がい者施策により高齢者が利用できるサービス

身体障害者手帳の交付を受けている高齢者は、補装具などの次のサービスが利用できます。  
また、重度障がい者タクシー料金などの助成制度や公共料金の減免制度などを行っています。

担当：福祉課障がい福祉係 Tel.28-8022(直通)

補装具費の交付	車いすなど障がいのある部分を補う補装具の購入（修理）費用の一部を支給します。
日常生活用具の給付	手すりなど日常生活の便宜を図るための用具を給付します。

※各種制度ごとに該当条件が異なりますので、詳細は福祉課までお問い合わせ願います。

## Ⅳ 介護保険サービス

### 1. 介護保険サービス利用までの流れ

担当：介護福祉課介護認定係 Tel.28-8027(直通) FAX 26-5166

こんなときには要介護認定の申請、介護サービスの利用を検討してください。

例) ・食事が自分でできなくなってきた。 ・1人で入浴できない。 ・買い物が大変。  
・手すりの取り付けや浴室の椅子等が必要となった。など、食事・入浴・排せつなどの日常生活動作に何らかの支援や介助が必要な場合



日常生活・介護の相談については、地域包括支援センター又は介護福祉課にご相談ください。

#### ① 介護認定の申請をします

申請にあたっては、本人又は家族が申請します。また、居宅介護支援事業者、介護保険施設等による代行申請も可能です。

申請書には、主治医の氏名、医療機関などを記入しますので、あらかじめご確認ください。

##### 申請に必要なもの

- ・介護保険被保険者証
- ・医療保険被保険者証

##### 相談窓口

介護福祉課（市役所1階8番窓口）、  
江部乙支所



#### ② 認定調査が行われます

##### 訪問調査

心身の状況を調べるために、市の認定調査員がご自宅等に訪問します。

本人の状態をみるほか、介助の程度、普段の様子などの聞き取り調査を行います。

調査内容は全国共通の調査票が使われますが、必要なサービスを受けるために介護にかかわることであれば、些細なことでも事前にメモなどしておき、認定調査員に伝えてください。

##### 主治医の意見書

主治医から介護を必要とする原因疾患などについての記載を受けます。

申請時に記入した主治医へ市の方から提供依頼を行いますので、本人又は家族が主治医へ依頼することは不要です。

#### ③ 審査・判定されます

訪問調査の結果と主治医の意見書をもとに、保健・医療・福祉の専門家からなる介護認定審査会で、介護の必要性を総合的に審査し判定します。



#### ④審査結果に基づいて認定結果が通知されます

以下の要介護区分に認定されます。結果が記載された「認定結果通知書」と「介護保険被保険者証」が届きますので、記載されている内容を確認しましょう。

また、要介護・要支援の認定者に利用者負担の割合（P10参照）が記載された「介護保険負担割合証」も発行されます。

**要介護**  
1～5

生活機能の維持・改善を図ることが適切な方などです。介護保険のサービスが利用できます。

P15へ

**要支援**  
1・2

要介護状態が軽く、生活機能が改善する可能性の高い方などです。介護保険の介護予防サービスと介護予防・日常生活支援総合事業の「介護予防・生活支援サービス事業」が利用できます。

P14へ  
P15へ

**非該当**

要介護や要支援に該当しない方です。基本チェックリストを受けて生活機能の低下がみられた方（事業対象者）は、介護予防・日常生活支援総合事業の「介護予防・生活支援サービス事業」が利用できません。

P14へ

生活機能の低下がみられなかった場合は、要介護状態になってしまうことを予防するため、一般介護予防事業などの様々な事業を市で実施していますので、ご相談ください。

P2～6へ



#### ●ケアプランの作成

要介護1～5、要支援1・2又は事業対象者と判定された方が、在宅でのサービスを利用する場合には、居宅介護支援事業所（要介護1～5）、地域包括支援センター（要支援1・2、事業対象者）に依頼し、ケアマネジャーによる「ケアプラン」の作成が必要です。

ケアプランは利用者の現状に合わせて、適切な介護サービスを利用するためのプランです。

滝川市内の居宅介護支援（介護予防支援）事業所	所在地	電話番号
医療法人シーザーズ・メディ・ケア 指定居宅介護支援事業所ゆうゆう	栄町3-3-16	22-2023
居宅介護支援事業所 土筆	東町4-2-11	26-0294
滝川市社会福祉協議会 居宅介護支援事業所 すずらん	明神町1-3-1 (NTT東日本滝川ビル内)	26-5055
医療法人翔陽会 居宅介護支援事業所 こうよう	西町1-3-13	22-7320
医療法人社団青藍会 たいじゅクリニック 居宅介護支援事業所あじさい	空知町2-4-10	74-6365
居宅介護支援事業所すずかけ	江部乙町東13-1-60	75-6150
滝川市地域包括支援センター	大町1-2-15	28-8029

## 2. 介護保険サービスの自己負担について

介護保険サービスを利用したときは、実際にかかった費用の一部を利用者負担の割合に応じて負担します。利用者負担の割合は下記の区分によって決まります。

### ●利用者負担の割合

区分	利用者負担の割合
<b>●①・②を両方満たす方</b> ①本人の <b>合計所得金額</b> * <sup>1</sup> が220万円以上 ②世帯の65歳以上の方の「課税年金収入額+ <b>その他の合計所得金額</b> * <sup>2</sup> 」が ・単身の世帯 : 340万円以上 ・2人以上の世帯: 463万円以上	<b>3割</b>
<b>●①・②を両方満たす方</b> ①本人の <b>合計所得金額</b> * <sup>1</sup> が160万円以上 ②世帯の65歳以上の方の「課税年金収入額+ <b>その他の合計所得金額</b> * <sup>2</sup> 」が ・単身の世帯 : 280万円以上 ・2人以上の世帯: 346万円以上	<b>2割</b>
<b>●上記以外の方</b> (市町村民税非課税の方、生活保護の受給者、第2号被保険者は収入にかかわらず1割負担)	<b>1割</b>

主な在宅サービスは、要介護状態区分に応じて、実際にかかった費用に対する上限額（支給限度基準額）が下記のとおり決められています。上限額を超えてサービスを利用した場合には、超えた分は全額利用者の負担となります。

### ●要介護度別支給限度基準額

要支援・要介護状態区分	主な心身の状態の例	支給限度基準額 (1ヵ月当たり)
要支援1 (事業対象者)	基本的な日常生活はほぼ自分で行うことができるが、要介護状態にならないように何らかの支援が必要。	50,320円
要支援2	要支援1の状態より基本的な日常生活を行う能力が低下し、何らかの支援が必要。	105,310円
要介護1	立ち上がりや歩行が不安定、着替え、掃除、入浴等一部介助が必要、認知機能が低下している。	167,650円
要介護2	起き上がりも自力では困難、食事、排せつ、入浴等の日常生活の一部又は全体に介助が必要。	197,050円
要介護3	起き上がり、寝返りが自力でできない。掃除、着替え、排せつ、入浴等の日常生活の全体に介助が必要。	270,480円
要介護4	日常生活の能力はかなり低下し、掃除、着替え、排せつ、入浴等の日常生活に全面的な介助が必要。	309,380円
要介護5	日常生活能力が著しく低下。生活全般にわたり全面的に介助が必要。	362,170円

※上記の支給限度基準額に含まれないサービス

特定福祉用具購入、住宅改修、居宅療養管理指導、施設に入所して利用するサービス

## (1) 高額介護（介護予防）サービス費支給制度

同月に利用した介護サービス利用者負担額の世帯の合計額（支給限度基準額を超えた分等は除く）が、下記の上限額を超えたときは、超えた分が高額介護サービス費として払い戻されます。一度申請をすると、振込先等の変更がない限り毎月の申請は不要です。

利用者負担区分	世帯上限額 (月額)
●課税所得690万円以上の65歳以上の方がいる世帯	140,100円
●課税所得380万円以上690万円未満の65歳以上の方がいる世帯	93,000円
●市町村民課税世帯で上記以外の方	44,400円
●市町村民税非課税世帯の方	24,600円
<ul style="list-style-type: none"> <li>●前年の課税年金収入額と<u>その他の合計所得金額</u><sup>※2</sup>の合計が80万円以下の方</li> <li>●老齢福祉年金の受給者</li> </ul>	24,600円 ※(1) 15,000円
●生活保護の受給者	※(2) 15,000円

※(1) 世帯の介護サービス利用者が1人の場合の上限額です。

※(2) 生活保護の受給者は個人単位での上限額です。

## (2) 高額医療・高額介護合算療養費制度

年間（8月～翌年7月）で同一世帯内の介護保険・医療保険の自己負担額が下記の自己負担限度額を超えたときは、超えた分が高額医療合算介護サービス費として払い戻されます。

なお、同一世帯で介護保険と医療保険のいずれかの自己負担額がない場合もしくは支給額が500円以下の場合については支給対象となりません。

### ●70歳未満の方の限度額

区分		自己負担限度額
基準 総 所得 額	●901万円を超える方	212万円
	●600万円を超え、901万円以下の方	141万円
	●210万円を超え、600万円以下の方	67万円
	●210万円以下の方	60万円
●市町村民税非課税世帯の方		34万円

※基準総所得額・・・基礎控除後の総所得金額等

### ●70歳以上の方の限度額

区分		自己負担限度額
総基準 所得 額	●690万円以上の方	212万円
	●380万円以上690万円未満の方	141万円
	●145万円以上380万円未満の方	67万円
●市町村民税課税世帯で上記以外の方		56万円
●市町村民税非課税世帯の方		31万円
<ul style="list-style-type: none"> <li>●世帯の各収入から必要経費を差し引いたときに所得が0円になる方 (年金収入のみの場合80万円以下の方)</li> </ul>		19万円

※1「合計所得金額」…収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。ただし、この合計所得金額に給与所得又は公的年金等に係る雑所得が含まれている場合には、当該給与と所得の金額又は公的年金等所得の合計額から10万円を控除した金額を用います（控除後の額が0円を下回る場合は、合計所得金額を0円とします）。

※2「その他の合計所得金額」…税法上の合計所得金額から公的年金等に係る雑所得を控除した金額です。なお、その他の合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、当該給与と所得の金額（所得金額調整控除がある場合は控除前の金額）から10万円を控除した金額を用います（控除後の額が0円を下回る場合は、0円とします）。

### 3. サービス利用料の軽減制度

施設を利用したサービスの場合には、サービス費用の他に、食費や居住費、日常生活費の全額が利用者の負担になりますが、申請により、食費や居住費が減額になる場合があります。

基準費用額	食費 (日額)	居住費 (日額)			
		ユニット型 個室	ユニット型 個室的多床室	従来型個室	多床室
特別養護老人ホーム (老人保健施設・介護医療院)	1,445円	2,006円 ↓ R6.8から 2,066円	1,668円 ↓ R6.8から 1,728円	1,171円(1,668円) ↓ R6.8から 1,231円(1,728円)	855円(377円) ↓ R6.8から 915円(437円※)

※老人保健施設・介護医療院の多床室に該当する方で室料を納める方は令和7年8月から697円

#### (1) 食費・居住費の負担軽減 (特定入所者介護サービス費)

次の要件に該当する方は申請により利用者負担段階に応じて、特別養護老人ホーム・老人保健施設・介護医療院の入所及びショートステイの食費・居住費が減額になります。

##### ●申請の際に必要なもの

・預貯金等が確認できるもの (本人・配偶者分)

※預金調査のため、預貯金・有価証券・投資信託にかかる通帳等全てが必要となります。

##### ●負担限度額

利用者負担段階	食費 (日額)		居住費 (日額)			
	入所	ショート ステイ	ユニット型 個室	ユニット型 個室的多床室	従来型個室	多床室
第1段階 ●生活保護の受給者 ●本人及び世帯全員が市町村民税非課税で、 老齢福祉年金の受給者	300円	300円	820円 ↓ R6.8から 880円	490円 ↓ R6.8から 550円	320円(490円) ↓ R6.8から 380円(550円)	0円
第2段階 ●本人及び世帯全員が市町村民税非課税で、 課税年金収入額+ <u>その他の合計所得金額</u> ※2 +非課税年金収入額が80万円以下の方	390円	600円	820円 ↓ R6.8から 880円	490円 ↓ R6.8から 550円	420円(490円) ↓ R6.8から 480円(550円)	370円 ↓ R6.8から 430円
第3段階① ●本人及び世帯全員が市町村民税非課税で、 課税年金収入額+ <u>その他の合計所得金額</u> ※2 +非課税年金収入額が80万円超120万円 以下の方	650円	1,000円	1,310円 ↓ R6.8から 1,370円	1,310円 ↓ R6.8から 1,370円	820円(1,310円) ↓ R6.8から 880円(1,370円)	370円 ↓ R6.8から 430円
第3段階② ●本人及び世帯全員が市町村民税非課税で、 課税年金収入額+ <u>その他の合計所得金額</u> ※2 +非課税年金収入額が120万円超の方	1,360円	1,300円	1,310円 ↓ R6.8から 1,370円	1,310円 ↓ R6.8から 1,370円	820円(1,310円) ↓ R6.8から 880円(1,370円)	370円 ↓ R6.8から 430円

※2 その他の合計所得金額……P11参照

( )は老人保健施設・介護医療院の費用

次の①②のどちらかに該当する方は、負担限度額の減額は受けられません。

①市町村民税非課税世帯だが、世帯分離している配偶者が市町村民税課税されている場合

②預貯金等が

第1段階 : 単身1,000万円、夫婦2,000万円を超える場合

第2段階 : 単身 650万円、夫婦1,650万円を超える場合

第3段階① : 単身 550万円、夫婦1,550万円を超える場合

第3段階② : 単身 500万円、夫婦1,500万円を超える場合

第2号被保険者の方は単身で1,000万円、夫婦で2,000万円を超える場合

## (2) 社会福祉法人等による利用者負担の軽減制度

社会福祉法人等が実施している介護保険サービスを利用する方で、下記の要件に該当するときは利用者負担が軽減されます。

### ●申請の際に必要なもの

- ・ 預貯金等が確認できるもの（本人・配偶者分）  
 ※預金調査のため、預貯金・有価証券・投資信託にかかる通帳等全てが必要となります。
- ・ 年金の振込通知書の写し

### ●対象になる方

ア	世帯員全員が市町村民税非課税で、老齢福祉年金を受給している方
イ	世帯員全員が市町村民税非課税で、次の要件全てを満たす方 ①年間収入が単身世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下であること。 ②預貯金等の額が単身世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下であること。 ③日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと。 ④負担能力のある親族等に扶養されていないこと。 ⑤介護保険料を滞納していないこと。
ウ	生活保護の受給者

### ●対象サービス及び軽減割合

対象サービス		利用者負担額	食費	居住費(滞在費)
訪問介護（ホームヘルプ）		○	/	/
通所介護（デイサービス）		○	○	/
短期入所生活介護		○	○	○
介護老人福祉施設		○	○	○
夜間対応型訪問介護（ホームヘルプ）		○	/	/
認知症対応型通所介護（デイサービス）		○	○	/
小規模多機能型居宅介護		○	○	○
軽減割合	アの該当者	50%	50%	50%
	イの該当者	25%	25%	25%
	ウの該当者	×	×	100%*

※施設入所にかかる個室の居住費（ショートステイの滞在費含む）のみが対象となります。

上記対象サービスのほか、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、看護小規模多機能型居宅介護をご利用の場合も対象となります。

## 4. 介護予防・日常生活支援総合事業

地域の実情に応じて、高齢者の自立支援や介護予防につなげるための多様な介護予防・生活支援サービスを実施します。

要支援1・2の方、事業対象者（基本チェックリストにより虚弱な状態が認められ、介護予防の対策が必要と考えられる方）に対して行います。

なお、要介護の判定を受けた場合についても、要介護判定前に総合事業のサービスを受けていた方については、継続してサービスを受けることができます。

### ● 訪問型サービス（滝川市訪問介護相当サービス）

事業対象者 要支援1・2

ホームヘルパーが自宅を訪問し、調理や掃除等の家事援助、入浴介助等の身体援助を行い、ご本人のできない部分のお手伝いをしながら、自立へつながるよう支援します。

利用者負担（1割）の目安（1か月につき）

週1回利用	1,176円
週2回利用	2,349円
週3回利用（要支援2のみ）	3,727円

### ● 通所型サービス（滝川市通所介護相当サービス）

事業対象者 要支援1・2

通所介護施設に通い、食事などの支援や入浴など生活行為向上のための支援が受けられます。また、その人に合わせた選択的サービス（運動器の機能向上、口腔機能向上等）を提供する事業所もあります。

利用者負担（1割）の目安（1か月につき）

○共通サービス

事業対象者 要支援1	週1回利用	1,798円
要支援2	週2回まで利用	3,621円

○選択的サービス

口腔機能向上加算(I)	150円
栄養改善加算	200円
生活機能向上グループ活動加算	100円



### ● 訪問型サービスC（口腔ケア・栄養改善）

事業対象者 要支援1・2

歯科衛生士、栄養士等が自宅を訪問し、口腔ケアや栄養状態の改善を短期集中的（3～6か月）に行います。

利用者負担	無料
-------	----



## 5. 各介護保険サービス

### (1) 自宅を中心に訪問してもらい利用するサービス

#### ● 訪問介護（ホームヘルプ）

要介護  
1～5

ホームヘルパーが自宅を訪問し、食事や排せつなどの身体介護や調理、洗濯などの生活援助を行います。

利用者負担（1割）の目安（1回あたり）

◇身体介護

20分未満	163円
20分以上30分未満	244円
30分以上1時間未満	387円

◇生活援助

20分以上45分未満	179円
45分以上	220円

◇通院等のための乗車・降車等の介助

1回あたり	97円
-------	-----

※早朝・夜間・深夜などは、割増料金があります。

※利用者以外のための家事などはサービスの対象になりません。（本人以外のための掃除、庭の草むしりなど）

#### ● 訪問入浴介護

要支援  
1・2

要介護  
1～5

自宅に浴槽を持ち込み、入浴の介助を行います。

利用者負担（1割）の目安

1回	要支援1・2の人	856円
あたり	要介護1～5の人	1,266円



#### ● 訪問リハビリテーション

要支援  
1・2

要介護  
1～5

居宅での生活機能の維持・向上のために理学療法士や作業療法士等が訪問により短期集中的なリハビリテーションを行います。

利用者負担（1割）の目安

1回	要支援1・2の人	298円
あたり	要介護1～5の人	308円

#### ● 訪問看護

要支援  
1・2

要介護  
1～5

疾患などを抱えている方について、看護師が自宅を訪問して、療養上の世話や診療の補助を行います。

利用者負担（1割）の目安

利用者負担（1割）の目安		要支援1・2	要介護1～5
訪問看護ステーションから	20分未満	303円	314円
	30分未満	451円	471円
	30分以上1時間未満	794円	823円
病院又は診療所から	20分未満	256円	266円
	30分未満	382円	399円
	30分以上1時間未満	553円	574円



## ● 居宅療養管理指導

要支援  
1・2

要介護  
1～5

医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが訪問し、薬の飲み方、食事など療養上の管理・指導を行います。

利用者負担（1割）の目安  
（単一建物居住者1人に対して行う場合）

医師が行う場合	1月2回限度	515円
歯科医師が行う場合	1月2回限度	517円
医療機関の薬剤師が行う場合（在宅の利用者）	1月2回限度	566円
薬局の薬剤師が行う場合（在宅の利用者）	1月4回限度	518円
管理栄養士が行う場合	1月2回限度	545円
歯科衛生士等が行う場合	1月4回限度	362円

## (2) 施設に通って受けるサービス

### ● 通所介護（デイサービス）

要介護  
1～5

通所介護施設で食事、入浴などの日常生活上の支援や、生活行為向上のための支援が日帰りで受けられます。

利用者負担（1割）の目安（1回あたり）  
◇通常規模の事業者の場合（6時間以上7時間未満）

要介護1	584円
要介護2	689円
要介護3	796円
要介護4	901円
要介護5	1,008円

※食事は別途自己負担となります。

### ● 通所リハビリテーション（デイケア）

要支援  
1・2

要介護  
1～5

#### ○要支援1・2の方

老人保健施設や医療機関などに通い、機能回復と日常生活の自立のための訓練が受けられます。また、「選択的サービス」として、個々の利用者のニーズに合わせた形で、栄養改善や口腔機能の向上のためのサービスを提供する事業所もあります。

利用者負担（1割）の目安（1か月につき）

◇共通的服务

要支援1	2,268円
要支援2	4,228円

◇選択的サービス

口腔機能向上加算(1)	150円
栄養改善加算	200円

※食費は別途自己負担となります。

#### ○要介護1～5の方

老人保健施設や医療機関などに通い、心身機能の維持回復と日常生活の自立に向けた訓練が受けられます。

利用者負担（1割）の目安（1回あたり）

◇7時間以上8時間未満

要介護1	762円
要介護2	903円
要介護3	1,046円
要介護4	1,215円
要介護5	1,379円

※食事は別途自己負担となります。



(3) 短期間施設に泊まるサービス .....

● 短期入所生活介護（ショートステイ）

要支援  
1・2

要介護  
1～5

介護老人福祉施設などに短期間入所して、日常生活上の支援や機能訓練などが受けられます。

利用者負担（1割）の目安（1回あたり）  
（多床室の場合）

要支援1	451円
要支援2	561円

※食事・居住費については別途自己負担となります。

利用者負担（1割）の目安（1日あたり）  
（多床室の場合）

要介護1	603円
要介護2	672円
要介護3	745円
要介護4	815円
要介護5	884円

※食事・居住費については別途自己負担となります。

● 短期入所療養介護（医療型ショートステイ）

要支援  
1・2

要介護  
1～5

介護老人保健施設などに短期間入所して、医療上のケアを含む日常生活上の支援や機能訓練、医師の診療などが受けられます。

利用者負担（1割）の目安（1日あたり）  
（多床室の場合）

要支援1	613円
要支援2	774円

※食事・居住費については別途自己負担となります。



利用者負担（1割）の目安（1日あたり）  
（多床室の場合）

要介護1	830円
要介護2	880円
要介護3	944円
要介護4	997円
要介護5	1,052円

※食事・居住費については別途自己負担となります。

(4) 住み慣れた地域で受けるサービス（地域密着型サービス） .....

住み慣れた地域を離れずに生活を続けられるように、地域の特性に応じた柔軟な体制で提供されるサービスです。利用者は原則、滝川市に居住している市民に限定されます。

● 小規模多機能型居宅介護

要支援  
1・2

要介護  
1～5

「通い」を中心として、利用者の様態や希望に応じて、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせて食事、入浴、排せつなどの介護や日常生活の支援など機能訓練を行います。



利用者負担（1割）の目安（1か月あたり）  
（同一建物居住者以外の登録者に行う場合）

要支援1	3,450円
要支援2	6,972円
要介護1	10,458円
要介護2	15,370円
要介護3	22,359円
要介護4	24,677円
要介護5	27,209円

※食費は別途自己負担となります。

## ● 地域密着型通所介護（デイサービス）

要介護  
1～5

通所介護施設で食事、入浴などの日常生活上の支援や、生活行為向上のための支援が日帰りで受けられます。

利用者負担（1割）の目安（1回あたり）

◇6時間以上7時間未満

要介護1	678円
要介護2	801円
要介護3	925円
要介護4	1,049円
要介護5	1,172円

※食事は別途自己負担となります。

## ● 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

要支援  
2

要介護  
1～5

認知症の高齢者が共同で生活できる住居で、食事、入浴などの介護や支援、機能訓練を行います。

利用者負担（1割）の目安（1日あたり）

○共同生活住居の数が1つ  
（1ユニット）

要支援2	761円
要介護1	765円
要介護2	801円
要介護3	824円
要介護4	841円
要介護5	859円

○共同生活住居の数が2つ以上  
（2ユニット以上）

要支援2	749円
要介護1	753円
要介護2	788円
要介護3	812円
要介護4	828円
要介護5	845円

※別に家賃、食材費、日常生活費等がかかります。

### (5) 自宅から移り住んで利用するサービス

## ● 特定施設入居者生活介護

要支援  
1・2

要介護  
1～5

有料老人ホーム等に入居している高齢者に、日常生活上の支援や介護を提供します。

利用者負担（1割）の目安（1日あたり）

要支援1	183円
要支援2	313円

※食事・居住費については別途自己負担となります。

利用者負担（1割）の目安（1日あたり）

要介護1	542円
要介護2	609円
要介護3	679円
要介護4	744円
要介護5	813円

※食事・居住費については別途自己負担となります。

(6) 生活環境を整えるサービス

● 福祉用具貸与

要支援  
1・2

要介護  
1～5

日常生活の自立を助けるための福祉用具の貸与が受けられます。費用は福祉用具の種類や事業者によって異なります。

◇要支援1・2、要介護1の方

- ・手すり
- ・歩行器
- ・スロープ
- ・歩行補助つえ



◇要介護2～5の方

- ・手すり
- ・特殊寝台
- ・スロープ
- ・床ずれ防止用具
- ・歩行器
- ・体位変換器
- ・歩行補助つえ
- ・移動用リフト
- ・車いす
- ・自動排せつ処理装置
- ・認知症老人はいかい感知機器

※要支援1・2、要介護1の方は原則車いすや特殊寝台など（自動排せつ処理装置は要介護2及び3の方も）の貸与が受けられませんが、例外として認められることがあります。

● 特定福祉用具購入

要支援  
1・2

要介護  
1～5

入浴や排せつなどに使用する福祉用具購入費を1人1年間総費用額で10万円を上限に、利用者負担分を除いた額を支給します。費用は購入費用の自己負担割合分を負担します。

◇販売対象となる用具

- ・腰掛便座
- ・入浴補助用具
- ・移動用リフトのつり具
- ・簡易浴槽
- ・自動排せつ処理装置の交換可能部品
- ・排せつ予測支援機器
- ・スロープ
- ・歩行器
- ・歩行補助つえ



※スロープ、歩行器、歩行補助つえについては、貸与と販売の選択ができます。

● 住宅改修

要支援  
1・2

要介護  
1～5

手すりの取り付けや段差の解消など小規模な住宅改修費を1人総費用額で20万円を上限に、利用者負担分を除いた額を支給します。

◇手続の流れ

- ①相談・検討 介護福祉課やケアマネジャーに相談します。
- ②申請 工事を始める前に、介護福祉課の窓口に住宅改修が必要な理由書や申請書、改修予定箇所の写真（日付入り）等、必要書類を提出し、改修の申請をします。
- ③工事・支払 審査結果を受けてから工事を着工します。  
改修後、写真を撮影します（日付入り）。  
改修費用の全額又は自己負担分を事業者に払います。
- ④払い戻しの手続き（工事完了） 工事が完了したら、介護福祉課の窓口の写真や領収書等を提出し、改修の支給申請をします。
- ⑤払い戻し 工事が介護保険の対象であると認められた場合、総費用額20万円を上限に利用者負担分を除いた額を本人又は工事業者に支給します。

(7) 介護保険施設で受けるサービス .....

● **介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）**

要介護  
3～5

常に介護が必要で、家庭での生活が困難な方が入所する施設です。食事や排せつなど日常生活上の介護や身の回りの世話が受けられます。

平成27年4月より新規に入所できるのは原則、要介護3以上の方です。

ただし、要介護1・2の方で、特にやむを得ない事情があると認められる場合は、入所することができます。

利用者負担（1割）の目安（1日あたり）

（ユニット型個室の場合）

要介護1	670円
要介護2	740円
要介護3	815円
要介護4	886円
要介護5	955円



※食事・居住費については別途自己負担となります。

● **介護老人保健施設**

要介護  
1～5

病状が安定し、病院から退院した方などが在宅生活に復帰できるよう、リハビリテーションを中心とする医療ケアと介護を受ける施設です。

利用者負担（1割）の目安（1日あたり）

（多床室の場合）

要介護1	793円
要介護2	843円
要介護3	908円
要介護4	961円
要介護5	1,012円

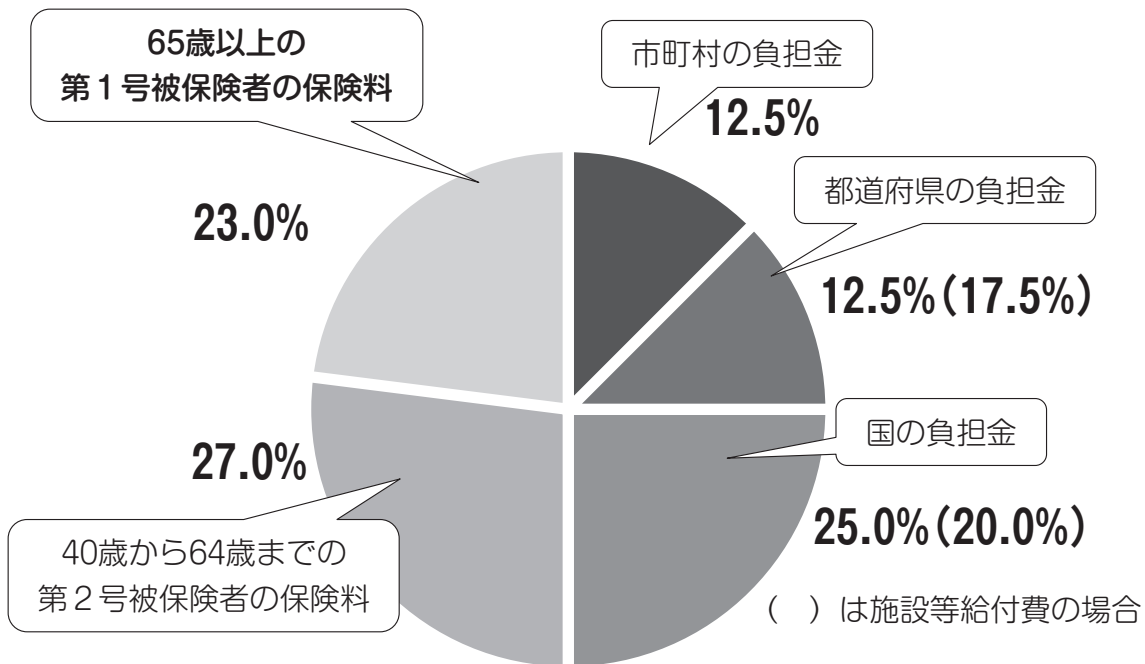


※食事・居住費については別途自己負担となります。

## 6. 介護保険料

### (1) 介護保険の財源内訳と費用

介護保険の財源は、国・道・市の負担金と、40歳以上の方が納める保険料で賄われています。保険料は、皆さんが受ける介護サービス費用の給付など、介護保険事業にかかる費用に充てられます。



### (2) 40歳から64歳までの方（第2号被保険者）の介護保険料

40歳から64歳までの方の介護保険料は現在加入している医療保険の保険税（料）に合わせてお支払いしていただきます。算定方法は加入している医療保険者にお問い合わせください。

### (3) 65歳以上の方（第1号被保険者）の介護保険料

65歳以上の方の介護保険料は、滝川市の介護保険の運営に要する費用の総額のうち、第1号被保険者が負担する割合に応じて決まります。健全に制度を運営するために3年ごとの事業計画の見直しと同時に介護保険料も改定されます。

#### ●基準額の決め方

$$\text{基準額} = \frac{\text{滝川市の介護サービス総費用のうち第1号被保険者負担分（経費の23%）}}{\text{滝川市の第1号被保険者数}}$$

#### ●滝川市の基準額（令和6年度から令和8年度まで）

年額 58,200円（月額 4,850円）

※参考 介護保険料の基準額の全道平均 年額68,856円（月額5,738円）

●令和6年度から令和8年度までの介護保険料段階と保険料額

段階	基準額に対する割合	年間保険料	対 象 者
第1段階	0.285	16,580円	●生活保護の受給者 ●世帯全員が市町村民税非課税で老齢福祉年金を受給している方 ●世帯全員が市町村民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下の方
第2段階	0.485	28,220円	●世帯全員が市町村民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円を超え、120万円以下の方
第3段階	0.685	39,860円	●世帯全員が市町村民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計額が120万円を超える方
第4段階	0.90	52,380円	●世帯の誰かに市町村民税が課税されているが、本人は市町村民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下の方
第5段階	(基準額)	58,200円	●世帯の誰かに市町村民税が課税されているが、本人は市町村民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円を超える方
第6段階	1.20	69,840円	●本人が市町村民税課税で前年の合計所得金額が120万円未満の方
第7段階	1.30	75,660円	●本人が市町村民税課税で前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方
第8段階	1.50	87,300円	●本人が市町村民税課税で前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方
第9段階	1.70	98,940円	●本人が市町村民税課税で前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の方
第10段階	1.90	110,580円	●本人が市町村民税課税で前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の方
第11段階	2.10	122,220円	●本人が市町村民税課税で前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の方
第12段階	2.30	133,860円	●本人が市町村民税課税で前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の方
第13段階	2.40	139,680円	●本人が市町村民税課税で前年の合計所得金額が720万円以上の方

○合計所得金額

収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。

第1～5段階については、公的年金等に係る雑所得を控除した金額を用います。第1～5段階の合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、給与所得（所得金額調整控除がある場合は控除前の金額）から10万円を控除した金額を用います（控除後の額が0円を下回る場合は、0円とします）。

繰越損失がある場合は繰越控除前の金額、土地売却等に係る特別控除額がある場合は、「長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額」を控除した金額を用います。



## ●納め方

介護保険料の納付方法は特別徴収（年金から差し引かれて納める）と普通徴収（納付書等で納める）の2種類があります。どちらの方法で納めても年間の保険料額は同じです。

また、納付方法は年金の受給額によって決められており、個人で選ぶことはできません。

### ●特別徴収：年金が年額18万円以上の方

年金の定期支払の際、受給額から保険料があらかじめ差し引かれます。

◇年金が年額18万円以上でも一時的に納付書で納めることがあります。

- ・ 65歳になった場合
- ・ 収入申告のやり直しなどで、保険料段階の区分が変更となった場合
- ・ 他の市区町村から転入した場合
- ・ 年金が一時差止めになった場合 など
- ・ 年度途中で年金の受給が始まった場合

### ●普通徴収：年金が年額18万円未満の方

市役所から送付される納付書や口座振替で、期日までに金融機関などを通じて保険料を納めます。

◇口座振替の申込方法

下記を持参の上、介護福祉課の窓口又は金融機関へお申し込みください。

- ・ 納付書
- ・ 預金通帳
- ・ 通帳届出印

## (4) 保険料の減免制度

介護保険第1号被保険者又は主たる生計維持者が、災害などにより家屋等に多大な損害を受け、又は失業や事業の不振、多大な医療費がかかるなどの事情により保険料の納付が困難になったときは、申請により保険料が減額される場合があります。

## (5) 保険料を納めないでいると・・・

保険料を滞納していると、滞納している期間によって段階的に下記のような措置がとられます。

1年以上滞納すると	サービス費用を一旦全額自己負担し、後日、申請により保険給付分が払い戻されます。
1年6か月以上滞納すると	サービス費用を一旦全額自己負担し、申請後も保険給付の一部又は全部が一時的に差止めになり、滞納していた保険料にあてられる場合があります。
2年以上滞納すると	滞納している期間に応じて、サービス費用の利用者の自己負担割合が引き上げられます。また、高額介護サービス費等の支給が受けられなくなります。

滝川市内居宅介護事業所・介護サービス事業所一覧（順不同）

2024年6月現在

●居宅介護支援・介護予防支援（ケアプランの作成）

事業所名称	事業所所在地	電話番号
医療法人シーザーズ・メディ・ケア 指定居宅介護支援事業所ゆうゆう	栄町3-3-16	22-2023
居宅介護支援事業所 土筆	東町4-2-11	26-0294
滝川市社会福祉協議会 居宅介護支援事業所 すずらん	明神町1-3-1 (NTT東日本滝川ビル内)	26-5055
医療法人翔陽会 居宅介護支援事業所 こうよう	西町1-3-13	22-7320
医療法人社団青藍会たいじゅクリニック 居宅介護支援事業所あじさい	空知町2-4-10	74-6365
居宅介護支援事業所 すずかけ	江部乙町東13-1-60	75-6150
滝川市地域包括支援センター	大町1-2-15	28-8029

●通所介護（デイサービス）

事業所名称	事業所所在地	電話番号
滝川市デイサービスセンターすずかけ	江部乙町東13-1-60	75-5159
滝川市見晴デイサービスセンター	滝の川町西3-3-7	23-6886
デイサービス 土筆	東町4-117-24	22-0294
医療法人翔陽会 デイサービスセンター こうよう	西町1-3-13	22-7322
★ デイサービス スロウ滝川	大町2-1-33	74-5971
★ カラダラボ滝川	東町2-1-12	74-4361
リハ ヒーリング・ハーブ	大町1-1-23	74-6130
★ デイサービス なお	栄町2-6-20	44-4120
★ トータルサポートリアル	花月町1-1-22	23-2299

●通所リハビリテーション（デイケア）

事業所名称	事業所所在地	電話番号
医療法人社団青藍会たいじゅクリニック 通所リハビリテーション そよかぜ	空知町2-4-10	23-8008
滝川市老人保健施設ナイスケアすずかけ	江部乙町東13-1-60	26-4165
通所リハビリテーション あえる	栄町3-3-16	22-7333

●訪問介護（ホームヘルプ）

事業所名称	事業所所在地	電話番号
滝川市社会福祉協議会 訪問介護事業所	明神町1-3-1 (NTT東日本滝川ビル内)	24-2351
訪問介護事業所 土筆	東町4-2-11	26-0294
ヘルパーステーション あると	栄町3-3-16	74-4422
じゅせん指定訪問介護事業所	栄町4-6-16	22-3959
訪問介護事業所 ゆい	新町3-11-29	22-6000
ヘルパーステーション ひなた	江部乙町西11-3-12	74-4103
ヘルパーステーション ちゃいむ	江部乙町東11-3-4	74-4448

●訪問入浴

事業所名称	事業所所在地	電話番号
アースサポート滝川	東町8-306-16	23-5611

●訪問看護

事業所名称	事業所所在地	電話番号
一般社団法人北海道総合在宅ケア事業団 滝川地域訪問看護ステーション	明神町1-3-1 (NTT東日本滝川ビル内)	23-7530
医療法人翔陽会 訪問看護ステーション こうよう	西町1-3-13	22-7372
医療法人シーザーズ・メディ・ケア 訪問看護 ゆうゆう	栄町3-3-16	22-2023
滝川市立病院 訪問看護室	大町2-2-34	22-4311
医療法人社団えべおつファミリークリニック	江部乙町東12-1-18	75-5500
訪問看護ステーションびび	東町7-202-12イーストビル2階C号	74-6011

●訪問リハビリテーション

事業所名称	事業所所在地	電話番号
滝川市立病院	大町2-2-34	22-4311
医療法人社団青藍会たいじゅクリニック 訪問リハビリテーション部門らいらっく	空知町2-4-10	23-5195
医療法人翔陽会 滝川脳神経外科病院	西町1-2-5	22-0250

●短期入所生活・短期入所療養介護（ショートステイ）

事業所名称	事業所所在地	電話番号
滝川市特別養護老人ホーム緑寿園	江部乙町東12-13-16	75-2101
滝川市老人保健施設ナイスケアすずかけ	江部乙町東13-1-60	26-4165
医療法人シーザーズ・メディ・ケア 介護老人保健施設シーザーズ	栄町3-3-16	74-6513

●認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

	事業所名称	事業所所在地	電話番号
★	グループホーム コスモス	屯田町西1-2-8	23-1200
★	グループホーム カルミア	東町7-219-6	23-1700
★	グループホーム ともだちの家	西町2-3-47	24-5055
★	グループホーム 土筆	東町4-117-24	22-0294
★	ニチイケアセンター 滝川	大町3-1-5	26-5131
★	グループホーム くらす	栄町3-6-12	74-5760
★	ニチイケアセンターせせらぎ公園	中島町1-16-2	22-9621
★	グループホーム 土筆の郷	東町4-2-11	26-0294

●小規模多機能型居宅介護

	事業所名称	事業所所在地	電話番号
★	小規模多機能型居宅介護 てらす	栄町3-6-12	74-5760
★	ニチイケアセンターせせらぎ公園	中島町1-16-2	22-8817
★	小規模多機能型居宅介護 土筆の郷	東町4-2-11	26-0294
★	小規模多機能型居宅介護 土筆	東町4-117-24	22-0294

●介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

	事業所名称	事業所所在地	電話番号
	滝川市特別養護老人ホーム緑寿園	江部乙町東12-13-16	75-2101

●介護老人保健施設（老人保健施設）

	事業所名称	事業所所在地	電話番号
	滝川市老人保健施設ナイスケアすずかけ	江部乙町東13-1-60	26-4165
	医療法人シーザーズ・メディ・ケア 介護老人保健施設シーザーズ	栄町3-3-16	74-6513

●養護老人ホーム

事業所名称	特定施設入居者生活介護	事業所所在地	電話番号
滝川市養護老人ホーム 緑寿園	○	江部乙町東12-13-16	75-2101

●軽費老人ホーム

事業所名称	特定施設入居者生活介護	事業所所在地	電話番号
ケアハウス メゾンふるーる		東町2-1-23	22-6782
滝川市ケアハウス緑寿園	○	江部乙町東12-13-16	75-2101

●有料老人ホーム

事業所名称	特定施設入居者生活介護	事業所所在地	電話番号
介護付き有料老人ホームあおぞら	○	花月町3-6-17	22-0101
フルールハピネス たきかわ	○	栄町1-11-30	26-5888
北のユートピア寿泉		栄町4-6-16	22-3995
有料老人ホーム 住宅型あったか館		泉町135-20	23-0078

●サービス付高齢者向け住宅

事業所名称	特定施設入居者生活介護	事業所所在地	電話番号
カーサシーザーズ	○	本町1-5-27	44-2401
カーサシーザーズ2号館		栄町3-6-12	74-5760
サービス付き高齢者向け住宅土筆		東町4-117-10	22-3510
サービス付き高齢者向け住宅ゆい		新町3-11-29	22-6000
エバーサポート山一		本町2-4-13	23-6402
カーサシーザーズ3-3	○	栄町3-3-16	74-5001

●福祉用具貸与・福祉用具購入

事業所名称	事業所所在地	電話番号
エア・ウォーター・ライフサポート滝川営業所	流通団地2-2-38	26-2201
西出福祉サービス空知	黄金町東3-1-8	22-2636
リビングナカジマ	明神町2-1-15	24-7135

★は地域密着型サービス事業所

## 各種お問い合わせ先

介護保険料・資格・給付について

・・・介護保険係 Tel.0125-28-8026

---

介護保険要介護認定について

・・・介護認定係 Tel.0125-28-8027

---

高齢者在宅サービスについて

・・・高齢者福祉係 Tel.0125-28-8028

---

高齢者の介護予防事業について

・・・介護予防係 Tel.0125-28-8045

---

高齢者の総合相談について

・・・地域包括支援センター Tel.0125-28-8029

---